

## 水質基準に関する省令等の一部改正案に関する意見募集の結果について

### 1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の一部を改正し、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加するとともに、「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号)、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)について、それぞれ所要の改正を行うこととし、平成 25 年 8 月 23 日から 9 月 23 日までの間、意見募集を行った。

### 2. 寄せられた意見数

11 通の意見が提出された。1 通に複数の意見が含まれている場合があり、意見ののべ件数は 24 件であった。

### 3. 意見の要旨及び考え方

類似の意見を整理し、それぞれの意見要旨に対する考え方を、次ページ以降に整理した。

番号	大分類	意見要旨 (件数)	ご意見に対する考え方
1	水質基準	亜硝酸態窒素を水質基準とする根拠として「過去5年間(平成18年度～平成22年度)の浄水において新評価値を超過する地点が3件あった。」とあるが、第14回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成25年3月19日)資料2によると、超過3件の検出原因に誤検出あるいは検査法による影響の可能性が報告されている。また、残留塩素存在下で亜硝酸態窒素は速やかに硝酸態窒素になる。報告値に誤りのおそれがある以上、基準改正の根拠にはならないと考えられる。再調査の上、亜硝酸態窒素を水質基準とすることについて再審議を望む。(1件)	専門的な検討の結果、水質基準である「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」が同時期に水道原水及び浄水で比較的高い濃度で検出されていた水道事業者があったことから、原水の窒素汚染の可能性が示唆されております。
2	薬品基準	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインには、評価基準以下が明確であるものについては、試験を省略しても差し支えないこととすると明記されている。次亜塩素酸ソーダには強力な酸化作用があるため、亜硝酸は含有してもそれ自身として存在することはできず、硝酸に酸化される。また苛性ソーダは、飽和塩水(海水塩由来)をイオン交換膜法による電解分解により分離製造するが、たとえ塩水に亜硝酸イオンが含まれていても、陰イオンであるため、イオン交換膜を抜けることなく、苛性ソーダ側に行くことはないと考えられる。このような化学的な性状から判断して、次亜塩素酸ソーダ及び苛性ソーダは評価対象外とするべきものと考えられる。(8件)	ご指摘のガイドラインにおける取り扱いは、各水道事業者等が物質の性状等から判断して、最大注入率で添加しても評価基準以下であることが合理的、客観的に明らかである項目については、試験を省略できることとしているものであり、その適用については各水道事業者等が判断するものです。
3	薬品基準	水道用薬品について、亜硝酸態窒素の濃度が設定最大注入率において、0.004mg/L以下であることを確認できていない。当該基準を超えた場合でも、国民の皆様への水道水の安定供給を図るため、これらの薬品に対する取扱いを相談させていただきたい。(5件)	本改正が施行(平成26年4月1日)されるまでの間に、水道用薬品について、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に適合していることをご確認ください。
4	薬品基準	次亜塩素酸ナトリウムの亜硝酸態窒素の薬品基準案について、今後、基準値の分析が可能な方法の確立が困難であることも想定され、設定最大注入率における分析可能な数値を薬品基準として採用することについても検討いただきたい。(1件)	基準への適合性の判断が可能な試験方法については、本改正と同時期に「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン(最終改正平成24年2月)」を改正し、別途お示しする予定です。なお、当該試験方法により、複数の分析機関で定量下限「0.004mg/L以下」が達成可能であることを確認しております。

番号	大分類	意見要旨 (件数)	ご意見に対する考え方
5	検査法	水道用薬品の亜硝酸態窒素については、水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（最終改正平成 24 年 2 月）に沿って試験溶液の調製を行ない、平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最終改正平成 24 年 3 月 30 日）に基づいて分析することとしているが、設定最大注入率における「0.004mg/L 以下」、あるいは基準案の 1/10 である「0.0004mg/L 以下」を確実に分析できる方法を確立する必要があり、この方法をお示しいただきたい。（6 件）	基準への適合性の判断が可能な試験方法については、ご指摘のガイドラインを改正し、別途お示しする予定です。
6	検査法	測定対象物は「亜硝酸イオン」であり、定量下限として「0.004mg/L 以下」を求められることになる。当社の当該測定機器にて、定量下限を求めるテストを行ったが、「0.005mg/L」レベルが最低検出感度であり、環境分析等における定量下限の定義「最低検出感度の 10 倍」を考慮すれば、定量下限は水道基準に近い「0.05mg/L 以下」レベルが限界であると判断している。（1 件）	複数の分析機関で定量下限「0.004mg/L 以下」が達成可能であることを確認しております。
7	検査法	亜硝酸態窒素「0.004mg/L 以下」の薬品基準と設定注入率「100mg/L」を考慮すれば、対象薬品自体に求められる濃度下限は「40mg/kg 以下」になるが、番号 6 に掲げる定量下限「0.005mg/L 以下」と希釈率を考慮すれば、対象薬品自体の定量下限として「50mg/kg 以下」程度となり、求められる濃度下限を上回ってしまう。（1 件）	複数の分析機関で定量下限「0.004mg/L 以下」が達成可能であることを確認しております。
8	その他	「水質基準に関する省令」を改正し、「水道法施行規則」第 15 条において、亜硝酸態窒素について「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と同様に水質検査を実施するよう所定の改正を行うとあるが、「水質基準に関する省令」を引用している「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第 4 条第 1 項第 3 号イに規定する水質検査においても、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と同様に扱うと解釈してよいか。（1 件）	ご指摘のとおり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 2 号）においても、同様の改正が予定されており、平成 25 年 9 月 20 日から 10 月 21 日まで意見募集（パブリックコメント）が実施されました。